

令和3年度愛媛地方最低賃金審議会第1回愛媛県最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和3年7月26日(月)午後2時50分～午後5時15分		
場所	愛媛労働局会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 3名	定数 3名
	労働者代表委員	出席 2名	定数 3名
	使用者代表委員	出席 3名	定数 3名
主要議題	1 部会長及び部会長代理の選出について 2 会議の公開について 3 資料説明 4 金額審議 5 その他		
<b>議事要旨</b> 本会議は 公開・ <del>非公開</del> {但し、金額審議以降は非公開} <b>1 部会長及び部会長代理の選出について</b> 部会長に森本委員、部会長代理に井上委員が選出された。 <b>2 会議の公開について</b> 会議の公開について協議を行い、金額審議を行う際は非公開とし、答申部分については希望があれば公開することとした。 <b>3 資料説明</b> 金額審議に資する資料について、事務局から説明を行った。 令和元年10月1日発効の愛媛県最低賃金時間額790円について、愛媛県の生活保護水準を下回っていないことを確認した。 <b>4 金額審議</b> 労側委員からは、「円卓合意」の800円は通過点であり、1,000円に近づく足掛かりとし、コロナ禍により労働者の生活も苦しく、最低賃金近傍で働き続けて社会機能を支えるエッセンシャルワーカーに報いるため、常用雇用者と最低賃金近傍労働者との格差拡大を抑制する効果も意識する等の意見が表明されるとともに、金額提示がなされた。 使用者側からは、最新の業況判断はいずれも悪化しており、半数以上の経営者が最賃を負担と感じており、大幅引上げは設備投資の生産性の向上の阻害要因となり、採用の抑圧につながるものが伺え、賃金増に直結せず、名目GDPや消費者物価指数に影響しない等の意見が表明されるとともに、金額提示がなされた。 労使各側の提示額に隔たりがあり、部会長は、各側に対し結審に向けて再考を促し			

た。

## 5 その他

今後の審議日程について、事務局から説明を行った。

以上